

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	斑鳩町
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ikaruga.nara.jp/0000000565.html

執行機関名 斑鳩町長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第10の項 小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第一条	斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成24年11月斑鳩町要綱第32号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	<u>第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。</u>	第一条 この事業は、 <u>在宅の小児慢性特定疾患児に対し、日常生活に必要な用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成24年11月斑鳩町要綱第32号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第5条
②事務の内容	児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ	斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行なう者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行なう者に係る生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ロ	斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第4条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行なう者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報	当該申請を行なう者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ	斑鳩町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行なう者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村税に関する情報	当該申請を行なう者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村税に関する情報
備考		